

文化庁長官	宮田 亮平 様
岩手県知事	達増 拓也 様
岩手県教育委員会教育長	佐藤 博 様
岩手県立博物館 館長	高橋 廣至 様

一般社団法人日本考古学協会  
会長 谷川 章雄

## 会長声明「遺物の分析試料の不正採取に関わる声明」 の送付について

日頃より、本協会の事業推進にあたりご理解、ご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、今般の報道等により、岩手県立博物館学芸員による長年にわたる考古遺物、とりわけ金属製遺物に対する破壊に等しい不正な分析試料採取問題が明らかになりました。このような行為は、日本考古学に対する信頼を損なう恐れのある、きわめて憂慮すべき内容を含むものであります。

日本考古学協会では本事案を重く受け止め、7月27日に開催された理事会において「遺物の分析試料の不正採取に関わる声明」を公表しました。本会長声明の趣旨は、関係する諸機関に対して真相の究明、再発防止に加えて、出土遺物の調査や管理体制の整備が図られることを目的としたものです。

貴職におかれましては、適切な措置が講じられますよう要望すると同時に、本協会としても関係機関と協力してこの問題に取り組む所存ですので、なにとぞ、よろしく願い申し上げます。

記

一、別 添 書 類

一通

以上

## 遺物の分析試料の不正採取に関わる声明

先月来、岩手県立博物館の学芸員が、委託された金属製品の保存修復作業の際に、所有者に了解を得ずに遺物の一部を切り取って、分析のための試料を採取していたことがたびたび報道されています。

近年の日本考古学は、従来の考古学の分析方法に加えて自然科学分析の方法が積極的に導入され、その成果によって学術上大きな進展をみてきました。また、遺物の保存修復の際に、事前に状態を把握するために自然科学による分析を行うこともあります。

しかしながら、このような分析においては、遺物を損傷しない「非破壊分析」が原則であり、遺物から試料を採取する「破壊分析」を行う場合には、その正当性を客観的に示して所有者の了解を得ることや、分析結果を所有者に報告し公開することは、研究者として当然果たすべき手続きです。

日本考古学協会会員および考古学の調査・研究に携わる者が守るべき規範として定められた、「一般社団法人考古学協会倫理綱領」においては、遺跡・遺構・遺物の保存の努力や調査・研究の遂行及び成果発表の際の不正行為の禁止をあげています。

ここでは改めて会員および考古学の調査・研究に携わる者に研究倫理の遵守を強く求めるとともに、関係諸機関に対して、今回の事案の真相究明と適切な再発防止策が講じられることを要望します。また、このような不適切な行為を引き起こさない調査体制の整備を求めます。

日本考古学協会は、今回の事案が考古学の調査・研究に対する基本的な姿勢に関わる問題であり、今後考古学の社会的信頼を損なう可能性のあることを憂慮しており、この問題に対して誠実に対応し、学会としての責任を果たしていく所存です。

2019年7月27日

一般社団法人日本考古学協会  
会長 谷川 章雄